

## 令和7年度福岡県家畜商講習会開催要領

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による令和7年度家畜商講習会を下記のとおり開催する。

### 記

#### 1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。

#### 2 講習の対象者

家畜の取引業務を行うため家畜商免許を必要とする者

#### 3 開催日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年10月7日（火）、10月8日（水）（2日間）  
両日とも午前9時から午後5時まで
- (2) 場 所 福岡県庁 地下1階 行政1号会議室  
（福岡市博多区東公園7-7）

#### 4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

#### 5 受講手続

##### (1) 提出書類

受講を申し込む者は、次の書類を提出すること。

なお、この申込みは福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

ア 家畜商講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

必要事項を記入し、写真（申込前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を所定の位置に貼付すること。

イ 6の講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写し

##### (2) 提出先

福岡県農林水産部畜産課中小家畜係  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

##### (3) 提出期限

令和7年9月8日（月）必着

##### (4) 受講申込書の配付

農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所で配付する。

##### (5) 受講手数料

3,100円（福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済による。）  
講習会第1日目の受付手続時に支払うこと。

##### (6) 講習会の受付

講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までに受付手続を済ませるこ

と。なお、講習会開始後は受け付けない。

## 6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し、提出すること。

## 7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には修了証明書を交付する。

## 8 その他

- (1) 受講者は、筆記用具を持参すること。
- (2) 講習会で使用するテキスト「家畜取引の知識改訂版」（3,500円）は、講習会当日に講習会会場受付においてあつせんする（支払いは、現金に限る。）。